

# 仕 様 書

環境政策局南部まち美化事務所  
担当：中野・岩本  
電話：075-681-0456

## 1 件名

消防用設備等点検業務委託

## 2 履行期間

契約の日から令和9年3月15日まで

## 3 対象施設

南部まち美化事務所（京都市南区西九条森本50）

## 4 業務内容

消防法第17条の3の3に基づき点検（機器点検及び総合点検）及び報告を行うこと。

	点検	報告
①機器点検	契約の日から令和8年8月15日まで	南部まち美化事務所に消防用設備等点検結果報告書を提出
②総合点検 （機器点検含む）	上記機器点検実施後6箇月以内	所轄消防署に消防用設備等点検結果報告書を提出（南部まち美化事務所には「届出済」の押印がされた消防用設備等点検結果報告書を提出）

## 5 消防用設備

### ①自動火災報知設備

ア 受信機	1台
イ 感知器	78個
ウ 発信機	4個
エ 地区音響装置	4個

### ②消防器具

ア 10型粉末消火器（蓄圧式）	22本
-----------------	-----

## 6 資格等

点検については、消防設備士又は消防設備点検資格を有する者が行うこと。

## 7 実施日

受託者と協議の上、上記4の期間内で決定する。

## 8 機材・用具等

業務実施に必要な点検機材・用具等は、原則として受託者の負担とする。

## 9 提出書類等

- ①消防用設備等点検結果報告書（2回）
- ②業務完了届

## 10 その他

- ①本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。
- ②本業務実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合は、受託者の責任において賠償するものとする。
- ③受託者は、業務中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らしてはならない。
- ④本業務に係る経費については、業務完了届收受後、請求に基づき30日以内に支払う。